

# 測量成果使用承認書

内藤 光春 殿

平成22年5月10日 付けで、貴殿から申請のありました基本測量成果の使用については、測量法第30条第1項の規定に基づき、下記のとおり承認します。

平成22年5月13日

国土地理院長

## 記

### 1. 承認事項

- |                    |                         |
|--------------------|-------------------------|
| (1)使用目的            | 印刷物及びWebサイト「導火線地図」作成のため |
| (2)使用する測量成果の種類及び内容 | 基盤地図情報<br>申請書記載のとおり     |
| (3)使用期間            | 承認後6ヶ月間                 |
| (4)測量作業機関          | 申請者に同じ                  |

### 2. 条件

- (1) 成果品には、次の字句を見やすいところに必ず明示してください。  
「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（承認番号 平22業使、第67号）」
- (2) 成果品を得たときは、速やかに1部提出してください。
- (3) 承認の日から3年を経過した後において、当該測量成果を修正しようとするときは、新たに使用の申請をしてください。
- (4) 承認を得て作成した成果品を第三者がさらに複製又は使用する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならないことを成果品に明示してください。
- (5) デジタルの測量成果を使用してデジタルの成果品を作成する場合には、当該測量成果に添付された記録を活用し日本工業規格X7115に準拠したメタデータ（履歴の情報を含む）を作成してください。
- (6) 測量成果は最新版を使用してください。

### 3. 承認の取消し

承認事項及び条件は必ず厳守してください。  
これらに違反するときは承認を取り消すことがあります。